

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会
根拠法令等	川崎市附属機関設置条例 幸区提案型協働推進事業実施要綱
設置年月日	平成27年4月1日
所掌事務	幸区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。
委員数	5人以内
委員の構成	学識経験者、市職員
会議公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第3号
事務局担当課	幸区役所 まちづくり推進部 企画課 電 話 044-556-6612 ファックス 044-555-3130
ホームページアドレス	http://www.city.kawasaki.jp/saiwai/category/96-10-4-1-6-0-0-0-0-0.html